

新	旧
<p>別紙</p> <p>医療提供体制推進事業費補助金交付要綱</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 周産期医療対策事業等</p> <p>平成21年3月30日医政発第0330011号厚生労働省医政局長通知「周産期医療対策事業等の実施について」（以下「周産期医療対策事業等実施要綱」という。）に基づき実施する次の事業</p> <p>ア 周産期医療対策事業</p> <p>イ 周産期母子医療センター運営事業</p> <p>ウ NICU等長期入院児支援事業</p> <p>（ア） 地域療育支援施設運営事業</p> <p>（イ） 日中一時支援事業</p> <p>エ 妊婦の診療に係る医療提供体制整備事業</p> <p>(3)～(8) (略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>別紙</p> <p>医療提供体制推進事業費補助金交付要綱</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 周産期医療対策事業等</p> <p>平成21年3月30日医政発第0330011号厚生労働省医政局長通知「周産期医療対策等事業の実施について」（以下「周産期医療対策事業等実施要綱」という。）に基づき実施する次の事業</p> <p>ア 周産期医療対策事業</p> <p>イ 周産期母子医療センター運営事業</p> <p>ウ NICU等長期入院児支援事業</p> <p>（ア） 地域療育支援施設運営事業</p> <p>（イ） 日中一時支援事業</p> <p>エ 妊婦の診療に係る医療提供体制整備事業</p> <p>(3)～(8) (略)</p> <p><u>(9) 看護師養成所等における実習補完事業</u></p> <p><u>令和2年7月27日医政発0727第6号厚生労働省医政局長通知「看護師養成所等における実習補完事業の実施について」に基づき実施する看護師養成所等における実習補完事業</u></p>

新

旧

5 (略)

別表 1

1 事業分類	2 事業区分	3 事業者
(1) ~ (8) (略)	(略)	(略)
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>

6 (略)

i (略)

(1) ~ (8) (略)

(削除)

5 (略)

別表 1

1 事業分類	2 事業区分	3 事業者
(1) ~ (8) (略)	(略)	(略)
<u>(9) 看護師養成所等 における実習補完事業</u>	二	<u>地方公共団体、地方独 立行政法人、公的団体 及び厚生労働大臣が適 当と認める者</u>

6 (略)

i (略)

(1) ~ (8) (略)

(9) 看護師養成所等における実習補完事業ア 都道府県が実施する事業(ア) 別表 2 の第 4 欄に定める基準額と第 5 欄に定める対象経費の実
支出額とを比較して少ない方の額を選定する。(イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入
額を控除した額とを比較して少ない方の額に第 6 欄に定める補助
率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。イ 都道府県が補助する事業(ア) 別表 2 の第 4 欄に定める基準額と第 5 欄に定める対象経費の実
支出額とを比較して少ない方の額を選定する。(イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入

新	旧
---	---

ii (略)	<u>額を控除した額と都道府県が補助する額とを比較してもっとも少ない額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。</u> ii (略)
--------	---

新

旧

別表 2

1 事業分類	2 事業区分	3 種目	4 基準額	5 対象経費	6 補助率	
(1) 救急医療事業	ア(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	イ(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	ウ(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	エ(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	オ(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
カドクターヘリ導入促進事業	(略)	次の(1)及び(2)により算出された額の合計額とする。 (1) 日中飛行分 ① ドクターヘリ運航経費 1か所当たり ア位置情報把握システムを利用している場合 (ア)年間飛行時間200時間未満 235,558千円×運営月数÷12 (イ)年間飛行時間200時間以上300時間未満	(略)	(略)		

別表 2

1 事業分類	2 事業区分	3 種目	4 基準額	5 対象経費	6 補助率	
(1) 救急医療事業	ア(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	イ(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	ウ(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	エ(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	オ(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
カドクターヘリ導入促進事業	(略)	次の(1)及び(2)により算出された額の合計額とする。 (1) 日中飛行分 ① ドクターヘリ運航経費 1か所当たり ア位置情報把握システムを利用している場合 (ア)年間飛行時間200時間未満 235,558千円×運営月数÷12 (イ)年間飛行時間200時間以上300時間未満	(略)	(略)		

新					旧						
			253,266 千 円×運営月 数／12 (ウ) 年間 飛行時間 300 時間以 上 270,975 千 円×運営月 数／12 イ 位置情報 把握システ ムを利用し ていない場 合 (ア) 年間飛 行時間 200 時間 未満 233,758 千円× 運営月 数／12 (イ) 年間飛 行時間 200 時間 以上 300 時間未 満 251,466 千円× 運営月 数／12						253,266 千 円×運営月 数／12 (ウ) 年間 飛行時間 300 時間以 上 270,975 千 円×運営月 数／12 イ 位置情報 把握システ ムを利用し ていない場 合 (ア) 年間飛 行時間 200 時間 未満 233,758 千円× 運営月 数／12 (イ) 年間飛 行時間 200 時間 以上 300 時間未 満 251,466 千円× 運営月 数／12		

新					旧					
			(ウ) 年間飛行時間 300時間以上 269,175千円× 運営月数/12						(ウ) 年間飛行時間 300時間以上 269,175千円× 運営月数/12	
			② 搭乗医師・看護師確保経費 1か所当たり 17,917千円× 運営月数/12						② 搭乗医師・看護師確保経費 1か所当たり 17,917千円× 運営月数/12	
			③ 運航連絡調整員確保経費 1か所当たり 1,942千円× 運営月数/12						③ 運航連絡調整員確保経費 1か所当たり 1,942千円× 運営月数/12	
			④ ドクターヘリ運航調整委員会経費 1か所当たり <u>3,542</u> 千円						④ ドクターヘリ運航調整委員会経費 1か所当たり <u>3,537</u> 千円	
			⑤ ドクターヘ						⑤ ドクターヘ	

新					旧					
			リレジストリ 構築経費 1か所当たり 1,086千円						リレジストリ 構築経費 1か所当たり 1,086千円	
			(2) 夜間飛行 (運航時間延長)分						(2) 夜間飛行 (運航時間延長)分	
			① ドクターヘリ 運航経費 1か所当たり 33,508千円× 運営月数/12						① ドクターヘリ 運航経費 1か所当たり 33,508千円× 運営月数/12	
			② 搭乗医師・ 看護師確保経費 1か所当たり 17,917千円× 運営月数/12						② 搭乗医師・ 看護師確保経費 1か所当たり 17,917千円× 運営月数/12	
			③ 照明器具設置 経費 1か所当たり 22,000千円						③ 照明器具設置 経費 1か所当たり 22,000千円	

新

旧

	キ 救急救命士病院実習受入促進事業	(略)	(略)	救急救命士の病院実習受入促進事業におけるコーディネーター医等に必要のコーディネーター医給与費(職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、社会保険料)、職員諸手当(非常勤)、非常勤職員手当、諸謝金(指導医謝金)、社会保険料(非常勤)	(略)		キ 救急救命士病院実習受入促進事業	(略)	(略)	救急救命士の資格を有する救急隊員の病院実習受入促進事業におけるコーディネーター医等に必要のコーディネーター医給与費(職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、社会保険料)、職員諸手当(非常勤)、非常勤職員手当、諸謝金(指導医謝金)、社会保険料(非常勤)	(略)		
	ク(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		ク(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
	ケ(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		ケ(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
	コ(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		コ(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
	サ(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		サ(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(2) (略)	ア (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	ア (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
		(略)	(略)		(略)			(略)					
	イ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	イ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	ウ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	ウ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	エ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	エ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(3) (略)	ア(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	ア(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
	イ(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	イ(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
	ウ(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	ウ(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(4) 歯科保健医療	歯科医療安全管理体制推進	-	1か所当たり 961千円	(略)	(略)	(4) 歯科保健医療	歯科医療安全管理体制推進	-	1か所当たり 773千円	(略)	(略)		

新	旧
---	---

対策事業	特別事業					対策事業	特別事業					
(5) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(5) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(6) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(6) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(7) 医療提供体制 設備整備事業	ア (ア)(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(7) 医療提供体制 設備整備事業	ア (ア)(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	(イ)(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(イ)(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	(ウ)(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(ウ)(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(エ)救命 救急センター設備 整備事業	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(エ)救命 救急センター設備 整備事業	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	
		無線装置	(略)	「救急医療対策事業実施要綱」の第6により配備するドクターヘリとの通信に必要な無線装置の購入費		(略)		無線装置	(略)	「救急医療対策事業実施要綱」の第7により配備するドクターヘリとの通信に必要な無線装置の購入費		
	(オ)(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(オ)(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(カ)(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(カ)(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(キ)(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(キ)(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	イ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	イ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	ウ (ア)(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	ウ (ア)(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(イ)(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(イ)(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(ウ)(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(ウ)(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
エ	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	エ	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

新	旧
---	---

	(略)				
	オ	(略)	(略)	(略)	(略)
	(ア)(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)
	(イ)(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)
	(ウ)(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(エ)(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(オ)(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	カ(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	キ(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	ク(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	ケ(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	コ(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
サ(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)	
(8)(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)

	(略)				
	オ	(略)	(略)	(略)	(略)
	(ア)(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)
	(イ)(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)
	(ウ)(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(エ)(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(オ)(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	カ(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	キ(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	ク(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	ケ(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	コ(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
サ(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)	
(8)(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(9) 看護師養成所等における実習補完事業	二	二	次の(1)から(3)により算出された額の合計額とする。 (1) 事務局経費 1か所当たり1,282千円 (ただし、都道府県が実施する事業の際には対象施設の種別ごとに1,282千円を加算することができる。)	実習補完事業に必要な給与費(職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、社会保険料)、通信運搬費、消耗品費、借料及び損料、備品費(シミュレーターの借用在限る)、諸謝金(看護師養成所、准看護師養成所及び助産師養成所に限る。)、委託費(上記経費に該当するもの。)	2分の1

新	旧
---	---

				<p>(2) シミュレーター<small>の借料</small></p> <p>① 看護師養成所、准看護師養成所及び助産師養成所の場合</p> <p>1か所当たり 1,368千円</p> <p>(ただし、対象施設数が4施設を超える毎に1,368千円を加算することができる。)</p> <p>② 歯科衛生士養成所等の場合</p> <p>1か所当たり 1,200千円</p> <p>(ただし、対象施設数が4施設を超える毎に1,200千円を加算することができる。)</p> <p>(3) 演習補助要員への謝金 対象施設数1施設当たり 239千円</p>		
--	--	--	--	---	--	--

新

旧

別表 3

1 事業分類	2 事業区分	3 係数 a	4 係数 b
(1) (略)	(略)	(略)	(略)
(7) (略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)

(交付基礎額の下限)

7 (略)

別表 4

1 事業名	2 下限額
(7) (略)	(略)

8～16 (略)

(別添 1) (略)

(別添 2) (略)

(別添 3) (略)

別表 3

1 事業分類	2 事業区分	3 係数 a	4 係数 b
(1) (略)	(略)	(略)	(略)
(7) (略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)

(交付基礎額の下限)

7 (略)

別表 4

1 事業名	2 下限額
(7) (略)	(略)

8～16 (略)

(別添 1) (略)

(別添 2) (略)

(別添 3) (略)

新	旧
第1号様式 (略)	第1号様式 (略)
<p>第2号様式</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p style="text-align: center;">事業者名</p> <p style="text-align: center;">年度医療提供体制推進事業費補助金の交付申請書</p> <p>標記について、次により補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。</p> <p>1 申請額</p> <p>2 医療提供施設等の施設の運営及び設備整備に関する計画 (別紙1)</p> <p>3 交付対象事業の実施に要する経費に関する調書 (別紙2)</p> <p>4 添付書類 ・歳入歳出予算書抄本</p> <p><u>5 変更申請の場合は、1にかかわらず次のとおりとする。</u></p> <p><u>申請額 金 円 (A)</u></p> <p><u>前回までの交付決定額 金 円 (B)</u></p> <p><u>差引今回変更増減額 金 円 (A)-(B)</u></p>	<p>第2号様式</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p style="text-align: center;">事業者名</p> <p style="text-align: center;">年度医療提供体制推進事業費補助金の交付申請書</p> <p>標記について、次により補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。</p> <p>1 申請額</p> <p>2 医療提供施設等の施設の運営及び設備整備に関する計画 (別紙1)</p> <p>3 交付対象事業の実施に要する経費に関する調書 (別紙2)</p> <p>4 添付書類 ・歳入歳出予算書抄本</p> <p><u>(新設)</u></p>
別紙1 (略)	別紙1 (略)

新	旧
第3～6号様式 (略)	第3～6号様式 (略)